

第44号議案

島根県建築基準法施行条例及び知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

(島根県建築基準法施行条例の一部改正)

第1条 島根県建築基準法施行条例(昭和48年島根県条例第20号)の一部を次のように改正する。

第13条第1項中「第87条の2」を「第87条の4」に改める。

別表第4の1の項第2号、2の項、4の項第3号、5の項及び7の項中「第87条の2」を「第87条の4」に改め、同表の13の項の次に次のように加える。

13の2 法第48条第16項第1号(法第88条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく特例許可を受けた建築物等の増築等の特例許可を受けようとする者	申請1件につき 107,000円
13の3 法第48条第16項第2号(法第88条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく騒音等の対策を講じた日常生活に必要な建築物等の建築等の特例許可を受けようとする者	申請1件につき 135,000円

別表第4の15の2の項中「第53条第4項」の次に「又は第5項」を加え、同表の16の項中「第53条第5項第3号」を「第53条第6項第3号」に改め、同表の38の項中「第86条の8第1項」の次に「又は第87条の2第1項」を加え、同表の39の項中「第86条の8第3項」の次に「(法第87条の2第2項において準用する場合を含む。)」を加え、同項の次に次のように加える。

40 法第87条の3第5項の規定に基づく建築物の用途を変更して興行場等としての使用の許可を受け	申請1件につき 120,000円
---	---------------------

ようとする者	
41 法第87条の3第6項の規定に基づく建築物の用途を変更して特別興行場等としての使用の許可を受けようとする者	申請1件につき 161,000円

第2条 島根県建築基準法施行条例の一部を次のように改正する。

別表第4の1の項第1号中「5,020円」を「5,030円」に、「9,030円」を「9,050円」に、「48,100円」を「48,200円」に、「461,000円」を「462,000円」に改め、同項第2号中「9,020円」を「9,030円」に、「5,020円」を「5,030円」に改め、同表の2の項第1号中「9,020円」を「9,030円」に改め、同項第2号中「5,020円」を「5,030円」に改め、同表の3の項第1号中「8,030円」を「8,050円」に改め、同項第2号中「4,010円」を「4,020円」に改め、同表の4の項第1号中「50,200円」を「50,300円」に改め、同表の4の2の項第1号中「9,020円」を「9,030円」に改め、同項第6号中「45,200円」を「45,300円」に改め、同表の6の項中「9,030円」を「9,050円」に改め、同表の8の項中「27,200円」を「27,300円」に改め、同表の8の2の項及び9の項中「33,400円」を「33,700円」に改め、同表の10の項中「27,200円」を「27,300円」に改め、同表の13の項中「181,000円」を「182,000円」に改め、同表の16の項中「33,400円」を「33,700円」に改め、同表の18の項、21の項、26の3の項、27の項、28の2の項から28の4の項まで、29の項及び30の項中「27,200円」を「27,300円」に改め、同表の33の項、34の項及び35の項中「78,200円」を「78,300円」に改め、同表の36の項中「6,450円」を「6,480円」に改め、同表の37の項から39の項までの規定中「27,200円」を「27,300円」に改める。

別表第5中「160,000円」を「161,000円」に、「194,000円」を「196,000円」に、「213,000円」を「214,000円」に、「263,000円」を「265,000円」に、「433,000円」を「436,000円」に、「212,000円」を「213,000円」に、「281,000円」を「282,000円」に、「321,000円」を「323,000円」に、「423,000円」を「425,000円」に、「768,000円」を「772,000円」に改める。

(知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正)

第 3 条 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例 (平成11年島根県条例第45号) の一部を次のように改正する。

第 2 条の表第25号左欄中(55)を(59)とし、(49)から(54)までを(53)から(58)までとし、(48)を(52)とし、その前に次のように加える。

(50) 法第87条の 3 第 5 項の規定による建築物の用途を変更して興行場等としての使用の許可に係る申請の受理

(51) 法第87条の 3 第 6 項の規定による建築物の用途を変更して特別興行場等としての使用の許可に係る申請の受理

第 2 条の表第25号左欄の(47)中「第86条の 8 第 3 項」の次に「 (法第87条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。) 」を加え、同欄中(47)を(49)とし、同欄の(46)中「第86条の 8 第 1 項」の次に「又は第87条の 2 第 1 項」を加え、同欄中(46)を(48)とし、(11)から(45)までを(13)から(47)までとし、同欄の(10)中「第53条第 5 項第 3 号」を「第53条第 6 項第 3 号」に改め、同欄中(10)を(12)とし、同欄の(9)中「第53条第 4 項」の次に「又は第 5 項」を加え、同欄中(9)を(11)とし、(8)を(10)とし、(7)を(9)とし、(6)の次に次のように加える。

(7) 法第48条第16項第 1 号 (法第88条第 2 項において準用する場合を含む。) の規定による特例許可を受けた建築物等の増築等の特例許可に係る申請の受理

(8) 法第48条第16項第 2 号 (法第88条第 2 項において準用する場合を含む。) の規定による騒音等の対策を講じた日常生活に必要な建築物等の建築等の特例許可に係る申請の受理

附 則

この条例中第 1 条及び第 3 条の規定は建築基準法の一部を改正する法律 (平成30年法律第67号) の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から、第 2 条の規定は平成31年10月 1 日から施行する。